

# 付録

## 1. 用語集

### あ行

#### 移動等円滑化

高齢者、障害者等の移動や施設を利用する際に、身体の負担を軽減することにより、移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。本計画では、「バリアフリー化」と同義に用いている。

#### 移動等円滑化基準

バリアフリー法に基づき、移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」などがある。

### か行

#### 狭隘区間

道路の幅が狭い箇所をいい、一般的に幅員4メートル未満の道路（狭隘道路）の範囲のこと。

#### グレーチング

鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者などの転落を防止するために側溝の上に設置するもの。

#### 心のバリアフリー

心のバリア（障壁）とは、高齢者や障害者などが持つ問題を知らうとしないことや理解しないことを意味する。この心のバリアを無くすことを「心のバリアフリー」といい、とくにバリアフリー法では、高齢者や障害者などへの理解を深めることにより、駐輪等の自身の行為で高齢者、障害者等の施設の利用を妨げることがないように注意することや、段差を上げず困っている車いす使用者に声をかけ移動を助けることなどについて「心のバリアフリー」とし、国民の責務としている。

### さ行

#### サービス介助士

高齢の人や障害がある人を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を身につけた専門家を認定する民間資格。

#### 視覚障害者誘導用ブロック

視覚に障害のある人が杖や足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれる。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがある。なお、視覚障害者誘導用ブロックは、各製造者により様々な形状のものが販売されているが、平成13年にJIS規格化されており、ガイドラインではJIS規格の使用が推奨されている。

#### 支障物件

道路工事や都市開発などで新しく施設を建設する際に、計画地内にある既存の建物や塀、電柱、地下埋設物などで工事の進行を妨げている物件のこと。

#### 施設設置管理者等

施設設置管理者とは、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通事業者、市道や県道などの道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築主など、個々の施設の設置や管理に対し責任を負う事業者をいう。また、本計画では、施設設置管理者等の「等」は、信号機などを管理する公安委員会を含んで呼ぶときに使用する。

#### 重点整備地区

高齢者や障害のある方などが利用する生活関連施設（駅、病院、官公庁など）が集まり、それらの施設間の移動（徒歩）を、バリアフリー化（段差解消、広い通路など）によって一体的・重点的に促進する区域。

#### 生活関連施設・生活関連経路

生活関連施設とは、高齢者、障害のある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、生活関連経路とは、生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内及び敷地にある通路などのことをいう。

### た行

#### 多目的シート

介助が必要な方のおむつ交換や衣服の着脱のためのシートで主にバリアフリースイッチ内に設置される。ユニバーサルシートとも呼ばれる。

## 特定事業・特定事業計画

特定事業はバリアフリー基本構想に定める事業のうち、実施義務が生じる事業をいう。また、特定事業について、具体的な事業内容やスケジュール等を定めたものが特定事業計画であり、各施設設置管理者等が定めるもの。

## 都市公園

都市公園法で定められた公園や緑地で、都市計画上必要な施設として定められたもの。

## な行

### 根上がり

樹木の根が土壌から地表に露出して盛り上がった状態を指し、街路樹では歩道の縁石や舗装を持ち上げ、歩道がでこぼこになる症状をいう。

## は行

### バリアフリー

高齢者や障害者、妊産婦等の移動に制約を受けやすい人の妨げとなる障壁（バリア）を除去すること。広義には、段差解消等の物理的環境の改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除去することも含む。

### バリアフリー基本構想

バリアフリー法に定められた計画制度であり、重点整備地区において、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想のこと。

### バリアフリートイレ

車いす利用者、高齢者、妊婦、障害者、乳幼児連れなど、多様な人が身体的負担なく利用できるよう、ユニバーサルデザインに基づいて広く、多機能に整備されたトイレの総称。近年は広いスペースを有する車いす使用者用トイレへの利用集中を避けるため、各種機能の分散化が進められている。

### バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

高齢者や障害者等が、公共交通機関、道路、建築物などの施設を円滑に移動・利用できるようにするため、社会全体のバリアフリー化を推進する法律

## 福祉タクシー

車いすやストレッチャーのまま乗車できるスロープ・リフト付きの車両で、身体の不自由な高齢者や障害者の方の移動をサポートするタクシーをいう。

## ヘルプマーク

外見からは分かりにくい障害や病気、妊娠初期などの理由で援助や配慮を必要としている方々が、周囲の人にその必要性を知らせるためのマーク。

## ま行

### 目地抜け

主に建築や土木工事において、壁材や床材などの部材間の隙間（目地）を埋めている充填材（目地材やシーリング材）が、何らかの原因でなくなったり、深くくぼんでしまったりする状態をいう。

## や行

### 有効幅員

通行上支障のない部分の幅をいい、全幅員から植樹帯・電柱・防護柵等の支障物を除いた幅のこと。ただし、側溝に蓋を設ける場合には、側溝の幅も有効幅員に含む。

## ら行

### 路側帯カラー舗装（グリーンベルト）

歩道が整備されていない道路の路側帯を着色して、車のドライバーに路側帯であることを視覚的に認識させるもの。緑色に着色したものはグリーンベルトと呼ばれ、主に通学路の安全対策として整備されている。

### 路外駐車場

路外駐車場とは、駐車場法第2条で定められており、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。また、バリアフリー法で対象となるものを特定路外駐車場といい、一般公共の用に供し、駐車マスの部分の合計面積が500㎡以上のものであって、利用の際、駐車料金を徴収するといった要件を備える駐車場を指す。